

# 土木事業委託積算基準 の 改定・追加・訂正

適用年月日  
(令和7年(2025年)4月1日以降積算基準日適用)

区分	ページ	現 行	改 定	備 考																	
測量編 〔1〕 測量業務 積算基準	測積基 - 1	<p>1-3 測量業務費 「設計業務等標準積算基準書 第1編 第1章 測量業務積算基準 1-3 測量業務費」を適用する。 なお、1-3-2 1.(1)㊸機械経費 の「請負工事機械経費積算要領」は「土木工事積算基準」、「測量機械等損料算定表等」は「単価コード表等」と読み替える。 また、1-3-2 1.(2)間接測量費 については、「運用資料」を適用する。</p> <p>1-4 測量業務費の積算方式 「設計業務等標準積算基準書 第1編 第1章 測量業務積算基準 1-4 測量業務費」を適用する。 なお、1-4-3技術管理費の積算 2. 成果検定費 の施工単価コードは、WS105901～WS105954である。 また、<u>測量作業に係る技術管理費積算等の運用、測量作業技術管理費計上に関する特記仕様書の記載例については「運用資料」を適用する。</u></p>	<p>1-3 測量業務費 「設計業務等標準積算基準書 第1編 第1章 測量業務積算基準 1-3 測量業務費」を適用する。 なお、1-3-2 1.(1)㊸機械経費 の「請負工事機械経費積算要領」は「土木工事積算基準」、「測量機械等損料算定表等」は「単価コード表等」と読み替える。</p> <p>1-4 測量業務費の積算方式 「設計業務等標準積算基準書 第1編 第1章 測量業務積算基準 1-4 測量業務費」を適用する。 なお、1-4-3技術管理費の積算 2. 成果検定費 の施工単価コードは、WS105901～WS105954である。 また、<u>1-4-1測量業務費 別表第1</u>、<u>測量作業に係る技術管理費積算等の運用、測量作業技術管理費計上に関する特記仕様書の記載例、については「運用資料」を適用する。</u></p>	<p>間接測量費についても、国の基準を適用する</p> <p>諸経費率は運用資料を適用する</p>																	
測量編 〔1〕 測量業務 積算基準	測積基 - 5	<p>1-3 測量業務費 <u>間接測量費</u> 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査(登記手数料は含まない)、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、PC等の標準的な〇〇機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用である。</p> <p>1-4 測量業務費の積算方式</p> <p style="text-align: center;">※現行は表の掲載無し</p> <p>1. 測量作業に係る技術管理費積算等の運用について 受注者に行わせる技術管理の内容は次のとおりとする。</p>	<p>1-4 測量業務費の積算方式</p> <p><u>1-4-1 測量業務費 別表第1</u></p> <p><u>(1) 諸経費率標準値</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>直接測量費 (成果検定費を除く)</u></td> <td style="width: 20%;"><u>5.0万円以下</u></td> <td style="width: 20%;"><u>5.0万円を超え1億円以下</u></td> <td style="width: 20%;"><u>1億円を超えるもの</u></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"><u>運用区分等</u></td> <td style="width: 20%;"><u>下記の率とする</u></td> <td colspan="2" style="width: 40%;"><u>(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="width: 10%;"><u>A</u></td> <td style="width: 10%;"><u>b</u></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"><u>率又は変数値</u></td> <td style="width: 20%;"><u>95.8%</u></td> <td style="width: 10%;"><u>288.50</u></td> <td style="width: 10%;"><u>-0.084</u></td> <td style="width: 10%;"><u>61.4%</u></td> </tr> </table> <p><u>(2)算出式</u> <math>Z = A \times X^b</math> ただし、Z:諸経費率(単位:%) X:直接測量費(単位:円)〔成果検定費を除く〕 A、b:変数値 <u>(注)諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位位止めとする。</u></p> <p>1. 測量作業に係る技術管理費積算等の運用について 受注者に行わせる技術管理の内容は次のとおりとする。</p>	<u>直接測量費 (成果検定費を除く)</u>	<u>5.0万円以下</u>	<u>5.0万円を超え1億円以下</u>	<u>1億円を超えるもの</u>	<u>運用区分等</u>	<u>下記の率とする</u>	<u>(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</u>				<u>A</u>	<u>b</u>	<u>率又は変数値</u>	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>-0.084</u>	<u>61.4%</u>	<p>上記に伴い運用資料の記載を削除</p> <p>諸経費率の標準値の改定に伴い、運用資料に別表を追加</p>
<u>直接測量費 (成果検定費を除く)</u>	<u>5.0万円以下</u>	<u>5.0万円を超え1億円以下</u>	<u>1億円を超えるもの</u>																		
<u>運用区分等</u>	<u>下記の率とする</u>	<u>(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</u>																			
		<u>A</u>	<u>b</u>																		
<u>率又は変数値</u>	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>-0.084</u>	<u>61.4%</u>																	

# 土木事業委託積算基準 の 改定・追加・訂正

適用年月日  
(令和7年(2025年)4月1日以降積算基準日適用)

区分	ページ	現 行	改 定	備 考
地質調査編 〔1〕 地質調査 積算基準	調地積基 － 1	<p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容 「設計業務等標準積算基準書 第2編 第1章 地質調査積算基準 1-2-1 地質調査業務費構成費目の内容」を適用する。 <u>なお、(1)一般調査業務費 1)純調査費 (h)業務管理費 については、「運用資料」を適用する。</u></p>	<p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容 「設計業務等標準積算基準書 第2編 第1章 地質調査積算基準 1-2-1 地質調査業務費構成費目の内容」を適用する。</p> <p>~~~~~</p>	業務管理費 についても、 国の基準を 適用する
地質調査編 〔1〕 地質調査 積算基準	調地積基 － 5	<p><u>1-2 地質調査業務費</u> <u>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</u> <u>業務管理費</u> <u>業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。</u></p> <p>1-5 電子成果品作成費算出方法の一覧</p>	<p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>1-5 電子成果品作成費算出方法の一覧</p>	上記に伴い 運用資料の 記載を削除

# 土木事業委託積算基準 の 改定・追加・訂正

適用年月日  
(令和7年(2025年)4月1日以降積算基準日適用)

区分	ページ	現 行	改 定	備 考
設計編 〔1〕 土木設計業務 等積算基準	設積基 － 1	1-2 業務委託料 「設計業務等標準積算基準書 第3編 第1章 土木設計業務等積算基準 1-2 業務委託料」を適用する。 なお、2.業務委託料構成費目の内容 ロ 間接原価 (イ)間接原価 については「運用資料」を適用する。	1-2 業務委託料 「設計業務等標準積算基準書 第3編 第1章 土木設計業務等積算基準 1-2 業務委託料」を適用する。	間接原価 についても、 国の基準を 適用する
設計編 〔1〕 土木設計業務 等積算基準	設積基 － 5	1-2.業務委託料 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、PC等の標準的なOA機器費用 (BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)とする。 1-3 業務委託料の積算	   1-3 業務委託料の積算	上記に伴い 運用資料の 記載を削除
調査計画編 〔3〕 河川調査 2. 水文調査	計河調 － 3	ロ 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費用、図面トレース 等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、  等に要する費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等と合わせて、諸経費として計上し、諸経費率は測量作業に係る諸経 費率を適用する。	ロ 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用、図面トレース 等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電 子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費 用、熱中症対策費用 である。 なお、間接調査費は一般管理費等と合わせて、諸経費として計上し、諸経費率は測量作業に係る諸経 費率を適用する。	オンライン 電子納品及び 情報共有シス テムへの登録 等を追記
調査計画編 〔3〕 河川調査 3. 水質調査	計河調 － 27	3-1-5 諸 経 費 単価表によらない場合の諸経費率は、「調査編〔1〕地質調査積算基準 1.地質調査積算基準 1- 3 地質調査業務費の積算方法」を適用する。	3-1-5 業務費の構成及び積算等 業務費の構成及び積算等は、地質調査積算基準による。	諸経費を含む 業務費の構成 及び積算等 に係る適用を 改定
調査計画編 〔4〕 河川計画 1. 河川計画	計河川 － 1	1-1-1 総 則 本歩掛は、高水流出解析・河道計画・治水経済調査の業務に関し、測量調査等委託仕様書に基づき河川の 全体計画などを策定する場合に必要となる一連の業務項目を対象に定めたものである。  具体の業務の積算にあたっては、業務の実情に応じ、 ① 適宜、業務項目の追加削除を行うこと ② 業務項目ごとに適宜必要となる業務範囲を定めること ③ 本歩掛によりがたい場合は、別途積算すること	1-1-1 総 則 本歩掛は、高水流出解析・河道計画・治水経済調査の業務に関し、測量調査等委託仕様書に基づき河川の 全体計画などを策定する場合に必要となる一連の業務項目を対象に定めたものである。 業務費の構成及び積算等は、土木設計業務等積算基準による。 具体の業務の積算にあたっては、業務の実情に応じ、 ① 適宜、業務項目の追加削除を行うこと ② 業務項目ごとに適宜必要となる業務範囲を定めること ③ 本歩掛によりがたい場合は、別途積算すること	業務費の構成 及び積算等 の適用を追記



## 〔1〕 測量業務積算基準

### 1. 測量業務積算基準

#### 1-1 適用範囲

「設計業務等標準積算基準書 第1編 第1章 測量業務積算基準 1-1 適用範囲」を適用する。

#### 1-2 実施計画

「設計業務等標準積算基準書 第1編 第1章 測量業務積算基準 1-2 実施計画」を適用する。

#### 1-3 測量業務費

「設計業務等標準積算基準書 第1編 第1章 測量業務積算基準 1-3 測量業務費」を適用する。

なお、1-3-2 1. (1)③機械経費 の「請負工事機械経費積算要領」は「土木工事積算基準」、「測量機械等損料算定表等」は「単価コード表等」と読み替える。

#### 1-4 測量業務費の積算方式

「設計業務等標準積算基準書 第1編 第1章 測量業務積算基準 1-4 測量業務費」を適用する。

なお、1-4-3 技術管理費の積算 2. 成果検定費 の施工単価コードは、WS105901 ~ WS105954である。

また、1-4-1 測量業務費 別表第1、測量作業に係る技術管理費積算等の運用、測量作業技術管理費計上に関する特記仕様書の記載例、については「運用資料」を適用する。

#### 1-5 近接して発注したい場合の積算

「設計業務等標準積算基準書 第1編 第1章 測量業務積算基準 1-5 近接して発注したい場合の積算」を適用する。

#### 1-6 安全費の積算

「設計業務等標準積算基準書 第1編 第1章 測量業務積算基準 1-6 安全費の積算」を適用する。

#### 1-7 電子成果品作成費

「設計業務等標準積算基準書 第1編 第1章 測量業務積算基準 1-7 電子成果品作成費」を適用する。

### 参考. 測量業務積算基準 (参考資料)

#### 参考1-1 成果検定

「設計業務等標準積算基準書 (参考資料) 第2編 第1章 測量業務積算基準 (参考資料)

1-1 成果検定」を適用する。なお、成果検定料金については、「単価コード表」による。

#### 参考1-2 標準歩掛上の率計上費目

「設計業務等標準積算基準書 (参考資料) 第2編 第1章 測量業務積算基準 (参考資料)

1-2 標準歩掛上の率計上項目」を適用する。

## 1-4 測量業務費の積算方式

### 1-4-1 測量業務費

#### 別表第1

##### (1) 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	95.8%	288.50	-0.084	61.4%

##### (2) 算出式

$$Z = A \times X^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

X：直接測量費（単位：円）〔成果検定費を除く〕

A、b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位止めとする。

## 1. 測量作業に係る技術管理費積算等の運用について

受注者に行わせる技術管理の内容は次のとおりとする。

### (1) 精度管理

#### a 精度管理

- (a) 作業計画全般について技術的再検討を行う。
- (b) 測量成果の精度及び品質について確認のための点検測量を行う。なお点検測量率は表-1を標準とする。
- (c) 標識の建設状況等の証拠写真及び出来形について現地の再確認を行う。
- (d) 最終結果の総合的な点検及び出来ばえ等についての再確認を行う。
- (e) 測量作業規程に定める精度管理表を各作業別に作成し提出する。

#### b 機械器具の検定

- (a) 測量作業に使用する距離測定 of 機械（鋼巻尺、インバール標尺、光波測距儀等）の常数検定を行う。
- (b) その他の機械（トータルステーション、レベル、図化機等）の機械常数の検定を行う。
- (c) 電子計算機用プログラムの検定を行う。

上記の検定については、北海道公共測量作業規程に定める測量機器の検定に関する技術を有する第三者機関により行う。

### (2) 成果品の検定

測量作業のうち高精度を必要とするもの、又は利用度の高いものについては北海道公共測量作業規程に定める測量機器の検定に関する技術を有する第三者機関における審査を受け、前記機関の責任者が発行する検定証明書を成果品に添付して提出する。

## 〔1〕地質調査積算基準

### 1. 地質調査積算基準

#### 1-1 適用範囲

「設計業務等標準積算基準書 第2編 第1章 地質調査積算基準 1-1 適用範囲」を適用する。

#### 1-2 地質調査業務費

##### 1-2-1 地質調査業務費の構成

「設計業務等標準積算基準書 第2編 第1章 地質調査積算基準 1-2-1 地質調査業務費の構成」を適用する。

##### 1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容

「設計業務等標準積算基準書 第2編 第1章 地質調査積算基準 1-2-1 地質調査業務費構成費目の内容」を適用する。

##### 1-3 地質調査業務費の積算方法

「設計業務等標準積算基準書 第2編 第1章 地質調査積算基準 1-3 地質調査業務費の積算方法」を適用する。

##### 1-4 安全費の積算

「設計業務等標準積算基準書 第2編 第1章 地質調査積算基準 1-4 安全費の積算」を適用する。

##### 1-5 電子成果品作成費算出方法の一覧

「運用資料」を適用する。

### 参考. 地質調査積算基準

#### 参考1-1 適用範囲

「設計業務等標準積算基準書（参考資料） 第3編 第1章 地質調査積算基準（参考資料） 1-1 適用範囲」を適用する。

#### 参考1-2 地質調査業務の構成

「設計業務等標準積算基準書（参考資料） 第3編 第1章 地質調査積算基準（参考資料） 1-2 地質調査業務の構成」を適用する。

#### 参考1-3 地質調査の目的と方法

「設計業務等標準積算基準書（参考資料） 第3編 第1章 地質調査積算基準（参考資料） 1-3 地質調査の目的と方法」を適用する。

## 1-5 電子成果品作成費算出方法の一覧

### (1) 地質調査業務（一般調査）

電子成果品作成費は次の計算式による。

$$\text{電子成果品費（千円）} = 4.7 X^{0.38}$$

X：直接調査費（千円）（電子成果品作成費を除く）

ただし、上限を26万円とする。

### (2) 地質調査業務（解析等調査）

設計編〔1〕設計業務委託積算基準 1-6 電子成果品作成費 (2) その他の設計業務

((1)以外)による。ただし、別途算出方法が示されている歩掛は除く。

(3) 地質調査業務における電子成果品作成費は、機械ボーリング・弾性波探査業務・軟弱地盤技術解析・地すべり調査・地質概査・物理検層で個別に規定されており、それぞれの方法で積算を行う。各業務における電子成果品作成費の算出方法をまとめたものを表に示す。

表 各業務の電子成果品作成費算出方法の一覧

業務	一般調査業務費	解析等調査業務費
機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）	電子成果品作成費（千円） $= 4.7x^{0.38}$ （注） x：直接調査費（千円）（電子成果品作成費を除く） 上限：26万円	電子成果品作成費は、解析等調査業務単価に含まれる。
弾性波探査業務	$y = 0.0215x + 45,451$ y：電子成果品作成費（円） x：直接調査費（円）	
軟弱地盤技術解析		電子成果品作成費 = 直接人件費（円） $\times 0.04$ 上限：40万円
地すべり調査	電子成果品作成費（千円） $= 4.7x^{0.38}$ （注） x：直接調査費（千円）（電子成果品作成費を除く） 上限：26万円	電子成果品作成費（千円） $= 5.1x^{0.38}$ （注） x：直接人件費（千円） 上限：25万円、下限：2万円
地質概査		電子成果品作成費（千円） $= 5.1x^{0.38}$ （注） x：直接人件費（千円） 上限：25万円、下限：2万円
物理検層	電子成果品作成費（千円） $= 4.7x^{0.38}$ （注） x：直接調査費（千円）（電子成果品作成費を除く） 上限：26万円	電子成果品作成費（千円） $= 5.1x^{0.38}$ （注） x：直接人件費（千円） 上限：25万円、下限：2万円

(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接調査費・直接人件費を千円（円）単位（小数点以下切捨て）で代入する。

2. 算出された電子成果品作成費は、千円未満を切捨てるものとする。

## 〔1〕 土木設計業務等積算基準

### 1. 土木設計業務等積算基準

#### 1-1 適用範囲

「設計業務等標準積算基準書 第3編 第1章 土木設計業務等積算基準 1-1 適用範囲」を適用する。

#### 1-2 業務委託料

「設計業務等標準積算基準書 第3編 第1章 土木設計業務等積算基準 1-2 業務委託料」を適用する。

#### 1-3 業務委託料の積算

「設計業務等標準積算基準書 第3編 第1章 土木設計業務等積算基準 1-3 業務委託料の積算」を適用する。なお、留意事項については「運用資料」を適用する。

#### 1-4 設計変更の積算

「設計業務等標準積算基準書 第3編 第1章 土木設計業務等積算基準 1-4 設計変更の積算」を適用する。

### 2-1 設計留意書の作成

「設計業務等標準積算基準書 第3編 第1章 土木設計業務等積算基準 第2節 設計留意書の作成」を適用する。

### 3-1 電子成果品作成費

「設計業務等標準積算基準書 第3編 第1章 土木設計業務等積算基準 3-1 電子成果品作成費」を適用する。なお、「土木設計業務等の電子納品要領」は、北海道建設部制定の「情報共有・電子納品運用ガイドライン【業務編】」と読み替える。また、留意事項については「運用資料」を適用する。

### 4-1 赤黄チェック

「運用資料」を適用する。

## 1. 土木設計業務等積算基準

### 1-3 業務委託料の積算

(留意事項)

設計業務の現地調査における堆積土砂や流倒木の除去作業、仮施設（作業用足場等）、排水処理（締切排水工、土のう工）等については、適用工種・範囲が適切であるか確認の上、土木工事の歩掛等を使用可能とする。また、交通誘導警備員の配置の必要性についても検討し、適切に積上げ計上すること。

なお、上記作業については、設計業務ではなく測量業務の直接測量費に計上し、測量業務の諸経費率の対象とすること。

### 3-1 電子成果品作成費

(留意事項)

ア. 異なる工種が混在する場合は、その業務で支配的な工種の電子成果品作成費の計算式により算出する。

また、同額の場合は、電子成果品作成費の計算式（1）により算出する。

イ. 設計変更の場合の電子成果品作成費は、当初用いた計算式により算出する。

ウ. 支配的な工種とは、直接人件費（円）が最も多い工種とする。

エ. 電子成果品以外の納品であっても、電子成果品作成費の計算式により算出すること。

### 4-1 赤黄チェック

成果品をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査方法。

c 機械経費

機械経費は、当該水文調査作業を実施するのに要する費用であり、その算定は、別に定めた「工事積算基準」に基づくものを除き、単価表による。

d 直接経費

(1) 旅費交通費

旅費交通費は、当該水文調査作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。

(2) 輸送費

輸送費は、水文調査を実施するため、器材運搬等に要する費用である。

(3) 安全費

安全費は、水文調査における安全対策に要する費用である。

(4) 電子成果品作成費

電子成果品作成に要する費用である。

ロ 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用である。

なお、間接調査費は一般管理費等と合わせて、諸経費として計上し、諸経費率は測量作業に係る諸経費率を適用する。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び附加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、水文調査作業を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄附金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、水文調査作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

ニ 消費税相当額

(1) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分を積算するものとし、水文調査価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

## 2-2 電子成果品作成費

電子成果品作成費については、「測量編 [1] 測量業務積算基準 1-7 電子成果品作成費」によるものとする。

### 3-1-3-1 班 編 成

測量技師補（運転、資料の引渡し等）

測量補助員（積卸し、その他）

各1人を標準とする。

### 3-1-3-2 作業時間等

作業時間は3-1-2-2の採水作業に準じて計上するものとする。

### 3-1-4 そ の 他

#### 3-1-4-1 旅費の積算・職種の計上方法

測量技師、測量技師補、測量補助員について計上する。

#### 3-1-4-2 夜間単価（時間外）の計上方法

原則として交替制を考慮しないものとし、時間外作業に対する積算は次のとおりとする。

次の積算により超過勤務（時間外）単価を計算し、基準日額に加えるものとする。

なお、休憩時間は拘束時間が12時間以下の場合は1時間、12時間を超え24時間以下の場合は2時間を標準とする。

① 17時～22時及び5時～8時

1時間当りの単価＝基準日額／8×構成比×125／100

② 22時～5時

1時間当りの単価＝基準日額／8×構成比×150／100

#### 3-1-4-3 連続採水の場合、最終回採水後の残時間の取扱い方法

連続採水の最終回が完了し、試料を目的地まで運搬して基地に帰り、跡片付けを完了するまでの累計時間を計上するものとし、24時間にはこだわらない。

#### 3-1-4-4 現地作業の薬品費、冷却材料費及び採水器具費の計上方法

① 支給又は貸与の場合

支給又は貸与の場合は計上しないものとする。

但し雑品として消耗品等直接人件費の1%以内を計上する。

② 業者持ちの場合

薬品代及び器具の損料は標準として直接人件費の3%以内を計上する。ただし、連続採水の場合は1.5%以内を計上するものとする。

③ 冷却材料の計上

上記(1)、(2)における冷却材料は必要に応じて計上するものとし、ドライアイス2kg/回とする。

### 3-1-5 業務費の構成及び積算等

業務費の構成及び積算等は、地質調査積算基準による。

## 〔4〕 河 川 計 画

### 1. 河 川 計 画

#### 1-1 算 定 方 式

##### 1-1-1 総 則

本歩掛は、高水流出解析・河道計画・治水経済調査の業務に関し、測量調査等委託仕様書に基づき河川の全体計画などを策定する場合に必要な一連の業務項目を対象に定めたものである。

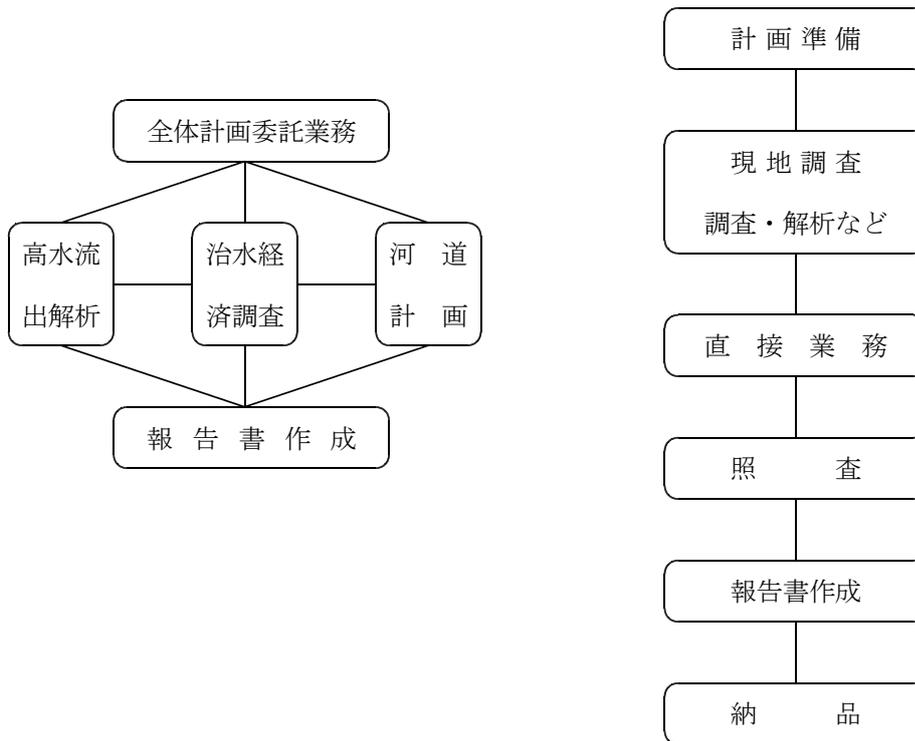
具体の業務の積算にあたっては、業務の実情に応じ、

- ① 適宜、業務項目の追加削除を行うこと
- ② 業務項目ごとに適宜必要となる業務範囲を定めること
- ③ 本歩掛によりがたい場合は、別途積算すること

なお、業務費の構成及び積算等は、土木設計業務等積算基準による。

##### 1-1-2 基 本 構 成

各業務の基本的な流れは下図の様になり、個々の業務の実施にあたっては、必要に応じ項目の追加削除を出来るものとする。



## 2. 洪水浸水想定区域図作成

### 2-1 算定方法

#### 2-1-1 総 則

本歩掛は、洪水浸水想定区域図作成に関して必要となる一連の業務項目を定めたものである。

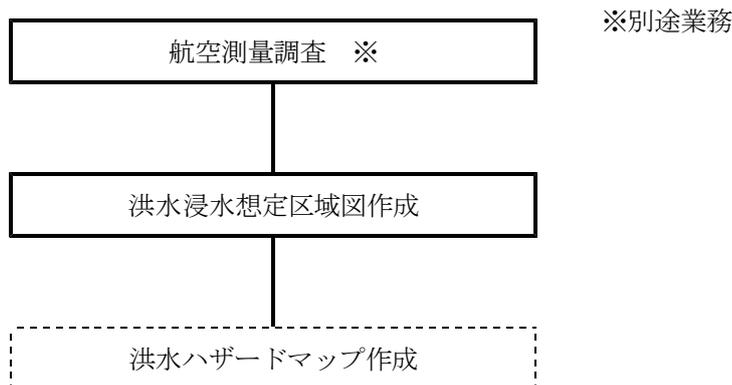
具体の業務の積算にあたっては、業務の実情に応じ、

- ① 適宜、業務項目の追加削除を行うこと。
- ② 業務項目ごとに適宜必要となる業務範囲を定めること。
- ③ 本歩掛によりがたい場合は、別途積算すること。

なお、業務費の構成及び積算等は、土木設計業務等積算基準による。

#### 2-1-2 基本構成

各業務の基本的な流れは下図の通りである。



※ 但し、点線の枠の作業は市町村が実施するものである。

### 2-2 洪水浸水想定区域図作成

#### 2-2-1 業務概要

水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）の規定による洪水浸水想定区域制度の実施にあたり、法第14条第1項の規定による洪水浸水想定区域の指定並びに同条第3項の規定による洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表については、法及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号。以下、「施行規則」という。）に基づいて行われるものである。その際使用される、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、その他必要とされる事項を図示した図面（以下、「洪水浸水想定区域図」という。）を作成するものである。

## 〔5〕 砂防等調査・計画

### 1. 砂防調査

本歩掛は、砂防調査に関して必要となる一連の作業項目を定めたものである。  
なお、業務費の構成及び積算等は、土木設計業務等積算基準による。

#### 1-1 歩掛の補正

歩掛の補正は、次の補正率表によるものとする。

調査規模 調査項目	調 査 対 象 面 積 (A)				
	$A < 10$ <small>km<sup>2</sup></small>	$10 \leq A < 30$ <small>km<sup>2</sup></small>	$30 \leq A < 100$ <small>km<sup>2</sup></small>	$100 \leq A < 300$ <small>km<sup>2</sup></small>	$300 \leq A < 400$ <small>km<sup>2</sup></small>
流域特性調査	0.25	0.30	0.50	0.75	1.00
降雨・流出解析	0.45	0.50	0.65	0.80	1.00
地形・地質調査	0.40	0.45	0.60	0.80	1.00
自然環境調査	0.25	0.30	0.50	0.70	1.00
既存施設調査	0.15	0.20	0.45	0.70	1.00
生産土砂量調査	0.15	0.20	0.45	0.70	1.00
流送土砂量調査	0.15	0.20	0.45	0.75	1.00
経 済 調 査	0.15	0.20	0.45	0.75	1.00
総 合 検 討	0.40	0.45	0.60	0.80	1.00
現 地 踏 査	0.40	0.45	0.60	0.80	1.00

#### 1-2 砂防調査内容

砂防調査は標準的な構成内容として、次の11項目の内容で構成する。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ① 打 合 せ   | ⑦ 生産土砂量調査 |
| ② 流域特性調査  | ⑧ 流送土砂量調査 |
| ③ 降雨・流出解析 | ⑨ 経 済 調 査 |
| ④ 地形・地質調査 | ⑩ 総 合 検 討 |
| ⑤ 自然環境調査  | ⑪ 現 地 踏 査 |
| ⑥ 既存施設調査  |           |

- (注) 1. 砂防調査は、調査目的により必要となる項目を別表より計上するものとする。  
 2. 調査対象面積別の人員は、別表歩掛に「1-1 歩掛の補正」に表す補正率を乗じて算定する。  
 人員の算定は、補正率を乗じて得られた人員は少数第3位四捨五入小数2位止めとする。  
 3. 調査内容が本歩掛にそぐわないときは別途計上するものとする。  
 4. 現地踏査は、標準的な調査内容とするときは別表により計上する。ただし、調査内容を変え、項目ごとに詳細な踏査計画を作成し、踏査を行うときは別途計上するものとする。  
 5. 本歩掛には、測量調査の内容は含まないものとする。

## 2. 砂防計画

### 2-1 砂防計画

本歩掛は、砂防調査に引き続き行われる砂防計画に適用する。よって、現地調査を含む計画準備、基本事項検討は、本歩掛を適用しない。

なお、「土石流対策計画（土石流対策技術指針……平成元年10月9日、建設省河川局砂防課、河砂発第66号に基づくもの）」については本歩掛を適用し、不足する項目、及び「火山砂防計画」については別途計上するものとする。

また、業務費の構成及び積算等は、土木設計業務等積算基準による。

#### 2-1-1 作業区分

作業区分		業務内容
計画基本土砂量調査	基本方針策定	基本方針の策定とは、砂防調査結果を基に広域保全管理、地域保全管理別に計画の基本方針を決定し、計画の規模、流域分割、基準点の設定等の検討を行う。
	生産土砂量検討	生産土砂量検討では、砂防調査を基に計画生産土砂量の検討を行う。
	流出土砂量検討	流出土砂量検討では、砂防調査を基に計画規模洪水時の計画流出土砂量の検討を行う。
	許容流砂量検討	許容流砂量の検討とは、基準地点の掃流能力、河道の現況から計画許容流砂量の検討を行う。
	超過土砂量検討	超過土砂量検討とは、計画生産土砂量、計画流出土砂量、許容流砂量を用い、土砂収支計算結果から施設配置計画の対象となる計画超過土砂量の検討を行う。
配置設計	基本事項検討	基本事項検討とは、砂防調査結果及び計画土砂量検討結果を用いた施設配置計画上の抑制計画、調節計画に対する基本的事項の検討を行う。
	施設配置計画	施設配置計画とは、砂防調査結果及び基本事項検討に基づいて目標整備土砂量に対する施設配置計画及び施工優先順位を決める。
照査		1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるかの照査を行う。 2) 配置計画条件及び現地条件等の整理が終了した段階で基本事項の運用と手順について照査を行う。 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性の照査を行う。 4) すべての成果品についての正確性、適切性、整合性に着目し照査を行う。
総合検討		総合検討は計画項目の数にかかわらず、計画項目全般に対する技術的考察、評価、今後の調査・設計等に関する問題点の把握、提案を行う。
現地調査		実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防計画に必要な事項について調査を行う。

#### 4. 海岸調査・計画

##### 4-1 海岸総合管理システムデータ更新

###### 4-1-1 適用範囲

この積算基準は、北海道の海岸事業並びに海岸管理に関するデータの一元管理を目的に構築した「海岸総合管理システム」について、「海岸総合管理システムデータ作成の手引き」に基づき、データを更新する業務に適用する。

なお、業務費の構成及び積算等は、土木設計業務等積算基準による。

###### 4-1-2 作業区分

作 業 区 分	業 務 内 容
計画準備	業務の目的を把握した上で設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。
資料収集整理	以下の資料について、収集整理を行う。 ①海岸侵食状況調査基礎資料 既往空中写真データ (オルソ化空中写真データおよび過去の汀線変化解析委託成果品) ②海岸総合管理システム更新資料 海岸保全施設台帳、工事設計書、海岸保全区域改正資料、占用許可資料
海岸侵食状況調査	過去から現在に至るまでの汀線の変化を調査する。
最新衛星画像データ入力	海岸総合管理システムに、最新の衛星画像を入力し、汀線位置のベクトルデータを作成する。この際、汀線位置ベクトルデータは、字界/海岸種別(砂浜、岩礁、人工構造物)毎に分割することとし、必要に応じて潮位の補正を行う。
侵食状況調査データ入力	過去に実施した海岸侵食状況調査の空中写真画像をスキャニングによりデータ化し、最新の衛星画像上で確認可能な固定点を基準として簡易幾何補正を行う。また、最終の汀線変化解析の成果品に記入されている過去の汀線位置についてベクトルデータの作成を行う。
侵食状況解析	管内の海岸線を、砂浜、岩礁、人工(道路護岸等)3区分に分類し、岩礁域を除く砂浜域について、昭和22年から最新の衛星画像までの地区海岸(字界)毎の汀線変化量、侵食/堆積面積を算定する。